

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年6月30日（平成27年（行個）諮問第109号）

答申日：平成28年7月19日（平成28年度（行個）答申第72号）

事件名：本人に対する休業補償給付の支給決定に係る保険給付実地調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1ないし文書15に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、山梨労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年3月9日付け山梨個開第26-48号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

重要部分が黒塗りで事実が判明しないため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者（以下「請求者」という。）は、平成27年2月9日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「平成27年特定月日に特定労働基準監督署長が決定した休業補償給付に係る調査復命書および添付資料」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成27年4月1日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

（2）諮問庁としての考え方本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる情報に

については、法14条2号及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、平成27年特定月日に特定労働基準監督署長が決定した休業補償給付に係る調査復命書及び添付資料である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2、3の①、4、5の①、7の①、9、10の①、11の①、12の①、15の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、3の②、5の②、7の②、8、10の②、11の②、12の②、13の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定期間から聴取した内容等である。これらの情報を開示することで、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあることから、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成27年6月30日付け厚生労働省発基

労0630第2号により諮問した平成27年（行個）諮問第109号に係る諮問書理由説明書につき、以下のとおり修正・補充して説明するとともに、同理由説明書別表の追加を行う（同理由説明書別表については省略。）。

（1）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、不開示理由として新たに、法14条3号イを加え、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

なお、文書3の16頁の本人以外の乗務員氏名部分（○の記載を含む）については、本来不開示とすべき情報であるが、既に原処分において開示した部分は請求者の知るところとなっているものであり、改めてこれを取消し、不開示とすることは合理的でないため、当該情報については、本件に限り、開示を維持することとする。

（2）本件対象保有個人情報の特定等について

本件対象保有個人情報は、平成27年特定月日に特定労働基準監督署長が決定した休業補償給付に係る調査復命書及び添付資料である。

このうち、文書1の28頁の不開示部分については、当該文書中に含まれているものの、審査請求人の個人に関する情報は含まれておらず、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

（3）不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

文書番号1の①、3の②、5の②、5の③、7の②、10の②、11の②、12の②、13及び15の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

文書番号5の①の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすること

が妥当である。

(4) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表（省略）を以下のとおり修正する。

（以下略）

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|----------------------------------------|
| ① | 平成27年6月30日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年7月14日 | 審議 |
| ④ | 平成28年4月14日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年6月2日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 同年7月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定年月日に甲府労働基準監督署長が決定した休業補償給付に係る調査復命書及び添付資料」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書15に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号及び7号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきであるとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表の2欄に掲げる部分については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当し、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の保有個人情報該当性及び不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表に掲げる文書1の②に記載された情報については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことから、不開示とすべきとしている。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

当該部分は、特定労働基準監督署が特定日に審査請求人以外の第三者に

発送した書留・特定記録郵便物等の特定郵便局の受領書の一部であり、当該文書の記載内容に加え、その作成又は取得の目的等を考慮しても、当該文書に記載された情報が、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができる情報であるとは認められない。

したがって、当該文書に記載された情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書2（障害状態調査復命書）、文書3（業務起因性の判断のための調査復命書）の①、文書4（休業補償給付支給請求書等）、文書5（意見書①）の②、文書7（意見書②）の①、文書9（意見書③）、文書10（意見書④）の①、文書11（意見書⑤）の①、文書12（保険給付実地調査復命書）の①及び文書15（患者情報）の不開示部分について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の個人の氏名及び役職、署名又は印影であり、それぞれ法14条2号本文前段の審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

ア 氏名及び役職については、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当する事情は存在せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 文書2の7頁、文書5の2頁及び15頁ないし20頁、文書7の1頁、文書9の1頁、文書10の1頁、文書11の1頁及び6頁並びに文書15の4頁、5頁、20頁、21頁、23頁、33頁及び34頁の署名及び印影は、原処分で既に開示されている又は審査請求人が承知している情報と認められることから、法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

その余の署名及び印影については、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とするこ

とが妥当である。

- (2) 別表に掲げる文書 1 (保険給付実地調査復命書) の①, 文書 3 (業務起因性の判断のための調査復命書) の②, 文書 5 (意見書①) の③, 文書 7 (意見書②) の②, 文書 10 (意見書④) の②, 文書 11 (意見書⑤) の②, 文書 12 (保険給付実地調査復命書) の②及び文書 13 (意見書 6) の不開示部分について

ア 当該部分は、労働基準監督署の調査担当官の求めに応じて提出された医師の意見書の記載内容及びその要旨であり、原処分で開示されている医師の氏名と一体として法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、本件開示請求前に甲府労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、山梨労働者災害補償保険審査官(以下「労災保険審査官」という。)に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起し、本件諮問の前に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について労災保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対して、既に当該決定書(以下「決定書」という。)の送付がなされているとのことであった。そこで、諮問庁から決定書の提出を受け、本件対象保有個人情報と照合したところ、当該部分のうち、下記ウを除く部分は、決定書において既に開示されている情報とほぼ同一の内容又は同記載内容から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、法 14 条 2 号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これらを開示しても、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分のうち、下記ウを除く部分は、法 14 条 2 号ただし書イに該当し、同条 7 号柱書きに該当せず、開示すべきである。

ウ 文書 1 の 17 頁 1 行目 12 文字目ないし 5 行目 7 文字目、文書 3 の 21 頁 14 行目ないし 16 行目、文書 12 の 9 頁下段メモ書き部分並びに文書 13 の 7 頁 26 行目ないし 33 行目 2 文字目及び 8 頁 10 行目ないし 14 行目については、これらを開示すると、医師が労災補償給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、医師自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災補償給付請求者側又は所属事業場側のいずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書5（意見書①）の①の不開示部分について

当該部分は医療機関の印影である。

印影については、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表に掲げる文書8（電話聴取書）の不開示部分について

当該部分は、労働基準監督署の調査担当官が医師から電話で聴取した内容である。これらを開示すると、医師が労災補償給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、医師自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災補償給付請求者側又は所属事業場側のいずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 その他について

本件労災請求については、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、諮問庁による当審査会への諮問後に、審査請求人に対し、いわゆる事件プリントが送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該事件プリントの内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、その後の事情の変化を踏まえ、諮問庁の現時点における対応としては、労働保険審査会から既に審査請求人に対して開示された情報については、可能な限り開示することが望ましい。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分

のうち，別表の4欄に掲げる部分は，同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであるが，その余の部分は，審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない，又は同条2号，3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので，不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉 裕子，委員 渡井理佳子

別表

文書番号	1 対象文書名	2 不開示を維持する部分	3 不開示情報 (法14条該当号)			4 開示すべき部分
			2号	3号イ	7号	
1	保険給付実地調査復命書(28頁を除く。)	① 6頁21行目ないし25行目, 7頁23行目ないし25行目, 34行目, 35行目, 8頁12行目, 13行目, 20行目ないし24行目, 9頁34行目, 35行目, 10頁1行目, 17行目ないし19行目, 21行目, 22行目, 32行目ないし35行目, 11頁1行目, 12頁13行目ないし26行目, 29行目ないし33行目, 13頁1行目ないし6行目, 8行目, 9行目, 14頁7行目24文字目ないし10行目7文字目, 12行目27文字目ないし19行目3文字目, 17頁1行目12文字目ないし5行目7文字目, 5行目28文字目ないし10行目18文字目	○		○	17頁1行目12文字目ないし5行目7文字目を除く全て
		② 28頁氏名欄の1, 2段目, お問い合わせ番号1, 2, 4及び5段目	保有個人情報非該当			なし
2	障害状態調査復命書	7頁医師の署名及び印影部分	○			全て

3	業務起因性の判断のための調査復命書	① 15頁個人氏名及び役職部分	○		なし
		②20頁項目8の記載, 21頁14行目ないし16行目	○	○	20頁項目8の記載
4	休業補償給付支給請求書等	1頁個人氏名部分	○		なし
5	意見書①	①1頁病院印影部分, 17頁ないし20頁の病院印影部分		○	なし
		②2頁印影及び署名部分, 14頁ないし20頁の署名及び印影部分(①を除く。)	○		2頁及び15頁ないし20頁の印影及び署名
		③4頁項目8の記載	○	○	全て
6	健康診断個人票	なし			—
7	意見書②	①1頁印影及び署名部分	○		全て
		②3頁項目8の記載	○	○	全て
8	電話聴取書	1頁21行目, 22行目		○	なし
9	意見書③	1頁印影及び署名部分	○		全て
10	意見書④	①1頁印影及び署名部分	○		全て
		②3頁27行目, 4頁1行目ないし3行目, 5頁7行目, 8行目, 16行目, 6頁4行目, 5行目, 12行目ないし15行目	○	○	全て
11	意見書⑤	①1頁印影及び署名部分, 6頁16の署名部分	○		全て
		②2頁項目3の記載, 3頁項目7の記載, 4頁項目9の記載, 5頁項目11, 13の記載	○	○	全て
12	保険給付実地調査復命書	①12頁印影及び署名部分, 14頁印影部分	○		なし
		②3頁12行目ないし14行目, 4頁3行目, 4行目, 16行目な	○	○	全て(9頁下段メモ書き部分を

		いし20行目, 7頁27行目, 8頁1行目ないし3行目, 9頁7行目, 8行目, 16行目, 下段メモ書き部分, 10頁4行目, 5行目, 12行目ないし15行目, 14頁1行目ないし21行目(項番除く。)			除く。)
1 3	意見書⑥	7頁13行目7文字目ないし15行目18文字目, 18行目5文字目ないし22行目2文字目, 26行目ないし33行目2文字目, 8頁10行目ないし14行目	○	○	全て(7頁26行目ないし33行目2文字目及び8頁10行目ないし14行目を除く。)
1 4	診療情報	なし			—
1 5	患者情報	以下の頁の署名部分(4頁ないし8頁, 20頁, 21頁, 23頁, 24頁, 26頁, 27頁, 29頁, 32頁ないし34頁, 36頁ないし47頁, 62頁, 63頁, 64頁, 65頁) 35頁及び50頁受付印部分 66頁印影及び署名部分	○		4頁, 5頁, 20頁, 21頁, 23頁, 33頁及び34頁の署名